

I 調査研究の目的と方法

1 調査研究の背景と目的

平成 15 年の中央教育審議会の答申や平成 18 年の教育基本法の改正等により、学校・家庭・地域住民が連携することの重要性が示された。それ以降、学校・家庭・地域の連携は単なる教育スローガンから、「施策」や「事業」に転換していくこととなった。こうした動きの中で図書館はいち早く学校との連携を進めてきた。

一方、図書館法（昭和 25 年制定）第三条には、「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、（後略）」と示され、学校図書館法（昭和 28 年制定）第 4 条第 5 号にも、学校図書館が、「他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること」とあるように、図書館と学校の連携については、半世紀以上前からその必要性が示されている。しかし、これまでは、公立図書館にあつてはその整備充実に大きなエネルギーが注がれてきた。蔵書数や職員数の増加といった図書館の基盤整備に力を入れてきており、その成果もあつて、平成 18 年度には、全国の公立図書館は、3,063 館（「日本の図書館 統計と名簿（2006）」）となっている。

教育基本法の改正前後には公立図書館は、施設整備の充実から、ソフトの充実に転換し、連携・ネットワークも図書館相互のものから、広く学校にまで拡張し始めるようになってきた。結果的にこれらの動向は、教育基本法を具現する営みとして捉えることができる。

連携の目的は、図書館の側に立てば、単に利用者数や貸出数を増加させようということにとどまるものではない。平成 18 年 3 月に「これからの図書館の在り方検討協力者会議」は『これからの図書館像―地域を支える情報拠点をめざして―』の中で、図書館が「地域や住民に役立つ図書館」として地域の発展に欠かさない施設となるための一つの方策として、学校への支援や連携を推進することを提言している。こうしたことから、図書館側から積極的に学校に働きかける環境が醸成されたものとみることができる。

また、「新学習指導要領解説」には新たに「外部との連携の構築」という節が立てられ、児童生徒一人一人の興味・関心に応じた多様で幅広い学習活動を行うためには「保護者や地域の人々、専門家をはじめとした外部の人々や社会教育施設や社会教育関係団体等の協力が欠かせない。」と明確に、連携相手が例示されている。これを受け、学校側からも図書館との連携を積極的に進めようとする機運が醸成されつつあると言える。

さらに、平成 13 年には「子どもの読書活動推進に関する法律」が制定され、国・都道府県および市町村の責務が明確化されるとともに、読書環境の整備が義務づけられ、翌 14 年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されるなど、子どもの読書活動が、国語力を高めるだけでなく、感性を磨き、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものという認識が示された。つまり、学習効果を高めることのみならず、人間形成の視点にたち、子どものためのよりよい読書環境を構築・整備していくことも、連携の重要な目的となっている。

それを受けて栃木県教育委員会では平成 21 年 3 月に「栃木県子どもの読書活動推進計画（第二期）～とちぎの未来を拓く人づくりのために～」を策定し、その中で、「図書館は、生涯にわたる読書習慣の基礎を形成するため、児童、青少年、保護者に対する一層の良質なサービスが求められており、地域のあらゆる場所で読書に親しめるよう、他の社会教育施設等との連携を図ることが必要（後略）」と示している。

栃木県総合教育センター生涯学習部と宇都宮大学生涯学習教育研究センターは、22 年度については図書館に焦点をあて、現在、栃木県内の公立図書館において進められている学校との連携事業の現状や課題を把握するとともに、県内外の先進的な事例を収集調査し、地域の教育力の充実を目指した効果的な連携の在り方や充実のための方策等について明らかにし、提言をすることとした。